

事務連絡

令和3年7月28日

関係機関情報セキュリティ担当者 各位

文部科学省大臣官房政策課  
サイバーセキュリティ・情報化推進室

【注意喚起】フィッシング（スミッシング）被害によるアカウント窃取の急増について

平素より情報セキュリティの確保にご協力いただき、誠にありがとうございます。

フィッシング被害によるアカウント窃取の多発については、7月13日に開催された「国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議」においても申し上げているところ、昨今、ショートメッセージを悪用したフィッシング（スミッシング）被害が急増しているため、改めて注意喚起します。

各機関におかれては、下記をご参照いただき、全構成員に周知いただくとともに被害防止について徹底くださいますようお願いいたします。

記

1. 概要

通信事業者や宅配業者等を装って、「荷物発送したが宛先不明」の旨のショートメッセージ（SMS）やメールが届き、記載されている URL にアクセスすると精巧な偽サイトに誘導され、当該受信者が利用するサービスのアカウント情報（ID／パスワード）の入力や、偽アプリケーションのインストールが求められ、受信者がこれらを実行するとアカウントを窃取され、同アカウントに紐づくサービスを乗っ取られるという被害が発生しています。

また、当該受信者がストレージサービスを利用しており、かつ、同サービス上に機微情報（個人情報や研究・医療情報等）を格納していた場合、これらの情報についても窃取され、受信者のみならず大きな二次被害が発生することにもなりかねません。

2. 対策

アカウント情報や個人情報の入力を求められるメッセージ等については、十分な注意を払い、不審と思われるメッセージ（大手の通信事業者や宅配業者においては、“宛先不明”との不在通知メッセージを送ることも考え辛い）が届いた場合は、記載されている URL を開いたり、誘導されたサイトにおいてアカウント情報（ID／パスワード）や、個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、クレジットカード情報）等を入力したりしない。

また、誘導された画面において不審なアプリケーションのインストールを促されてもインストールしないといった基本的な対応を周知徹底させる。

### 3. 参考情報

- 宅配便業者をかたる偽ショートメッセージに引き続き注意！ ～【IPA】  
<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/mgdayori20200220.html>
  
- ヤマト運輸の名前を装った「迷惑メール」および「なりすましサイト」にご注意ください  
【ヤマトホールディングス】  
[https://www.yamato-hd.co.jp/important/info\\_181212.html](https://www.yamato-hd.co.jp/important/info_181212.html)
  
- 佐川急便を装った迷惑メールにご注意ください【佐川急便】  
<https://www2.sagawa-exp.co.jp/whatsnew/detail/721/>
  
- フィッシングメールや偽のサポート電話などの詐欺を見抜き被害に遭わないようにする【Apple】  
<https://support.apple.com/ja-jp/HT204759>
  
- 【お客さまへの注意喚起】通信事業者などを装うフィッシング詐欺にご注意ください  
[https://news.kddi.com/important/news/important\\_20210721921.html](https://news.kddi.com/important/news/important_20210721921.html) 【KDDI】  
<https://www.softbank.jp/mobile/info/personal/news/support/20210721a/> 【SOFTBANK】  
<https://network.mobile.rakuten.co.jp/information/news/other/736/> 【RAKUTEN MOBILE】  
[https://www.nttdocomo.co.jp/info/notice/pages/210721\\_00.html](https://www.nttdocomo.co.jp/info/notice/pages/210721_00.html) 【NTT DOCOMO】

### 4. 特記事項

#### ● 多要素認証の利用について

アカウントやサービスの利用自体を保護することを目的として、利用可能な場合には、極力、多要素認証を導入するようご周知願います。

#### ● クラウドサービスや個人端末等への機微情報の格納について

関係機関においては、本件詐欺被害に遭った結果、当該利用者が利用していた外部クラウドストレージサービスを乗っ取られ、格納していた機微情報等を窃取されたセキュリティ・インシデントも一例として報告されています。

機微情報（個人情報や研究・医療情報）等について、クラウドサービスや個人端末（スマートフォン、PC等）に格納することが各機関の規程等に照らして違反している場合は、そのような運用が行われることの無いよう、全構成員に対して情報管理の徹底を求めるとともに、自己点検を実施していただけますようお願いいたします。

#### 【本件に関する問合せ先】

文部科学省大臣官房政策課  
サイバーセキュリティ・情報化推進室  
情報統括係・サイバーセキュリティ係  
内線：03-5253-4111（内線：2248・3060）  
E-Mail：[ml-cybersecurity@mext.go.jp](mailto:ml-cybersecurity@mext.go.jp)